

◎佐賀県条例第14号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和27年佐賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>法第22条の2第1項各号に掲げる者に対する第2項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>

(職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例(昭和27年佐賀県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(懲戒の手續)</p> <p>第3条 略</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下、給料の額(佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年佐賀</p>	<p>(懲戒の手續)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>前項の辞令の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を佐賀県公報に掲載することをもってこれに替えることができるものとし、掲載された日から2週間を経過したときに辞令の交付があったものとみなす。</u></p> <p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下、給料の額(佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年佐賀</p>

改正前	改正後
<p>県条例第43号) 第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、<u>給料の額に教職調整額の額を加算した額</u>の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>県条例第43号) 第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては給料の額に教職調整額の額を加算した額、<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号）第2条第1項に規定する報酬（同項に規定する地域手当及び同条第6項に規定する手当に相当するものを除く。）の額</u>の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

(佐賀県警察職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正)

第3条 佐賀県警察職員の懲戒の手續、効果等に関する条例（昭和29年佐賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(懲戒の手續) 第3条 略</p> <p>(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上1年以下、給料の5分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(懲戒の手續) 第3条 略</p> <p><u>2 前項の辞令の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を佐賀県公報に掲載することをもってこれに替えることができるものとし、掲載された日から2週間を経過したときに辞令の交付があったものとみなす。</u></p> <p>(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上1年以下、給料の額（<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる者</u>にあっては、<u>佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号）第2条第1項に規定する報酬（同項に規定する地域手当及び同条第6項に規定する手当に相当するものを除く。）の額</u>）の5分の1以下を減ずるものとする。</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>地方公務員法第22条第1項</u>の規定により条件付採用とされている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>地方公務員法第22条</u>の規定により条件付採用とされている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p>

(佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日からその日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日、当該昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務</u>をしている職員とする。</p>	<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる者を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日からその日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日、当該昇給日又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>次に掲げる職員</u>とする。</p>

改正前	改正後
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第22条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第21条の規定により育児休暇を与えられ、又は勤務時間条例第24条の2の規定により介護部分休暇を与えられている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該職員に与えられている育児休暇の時間又は介護部分休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>(1) <u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第22条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（<u>非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）</u>）にあつては、<u>当該非常勤職員について定められた勤務時間</u>）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第21条の規定により育児休暇を与えられ、又は勤務時間条例第24条の2の規定により介護部分休暇を与えられている職員（<u>非常勤職員を除く。</u>）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該職員に与えられている育児休暇の時間又は介護部分休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条に規定する育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項に規定する介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超</u></p>

改正前	改正後
<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>県職員給与条例第12条及び学校職員給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、県職員給与条例第16条又は学校職員給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p>	<p><u>えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)</u>で行うものとする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)</p> <p>第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、<u>県職員給与条例第12条及び学校職員給与条例第13条（佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年佐賀県条例第13号）第5条においてその例による場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、県職員給与条例第16条又は学校職員給与条例第17条（佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例第5条においてその例による場合を含む。）又は同条例第2条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額する。</u></p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>第6条の2第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項及び第5項において同じ。）をさせてはならない。</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>第6条の2第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項、第5項及び第6項において同じ。）をさせてはならない。</u></p>

改正前	改正後
<p>3・4 略</p> <p>5 略 (休日の代休日)</p> <p>第9条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（<u>第6条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。</u>）を指定することができる。</p> <p>2 略 (介護部分休暇)</p> <p>第24条の2 略</p>	<p>3・4 略</p> <p><u>5 任命権者は、要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第6条の2第2項に規定する勤務をさせてはならない。</u></p> <p>6 略 (休日の代休日)</p> <p>第9条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（<u>第6条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。</u>）を指定することができる。</p> <p>2 略 (介護部分休暇)</p> <p>第24条の2 略 (<u>会計年度任用職員の勤務時間、休暇等</u>)</p> <p>第24条の3 <u>地方公務員法第22条の2第1項各号に掲げる者の勤務時間、休暇等については、第2条から前条まで（同項第2号に掲げる者にあつては、第2条第1項を除く。）の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</u></p>

(公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県が設立した一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第55条</u>に規定する一般地方独立行政法人をいう。）のうち、県内に事務所を有するもので人事委員会規則で定めるもの</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条第1項の規定により条件付採用とされている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県が設立した一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第8条第1項第5号</u>に規定する一般地方独立行政法人をいう。）のうち、県内に事務所を有するもので人事委員会規則で定めるもの</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第22条の規定により条件付採用とされている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>3 略</p>

（佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第8条 佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年佐賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員</p>	<p style="text-align: center;">（任命権者の報告事項）</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員</p>

改正前	改正後
<p>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。